平成２４年（フ）第３６５号
大津市本堅田２丁目14番１―106号、前住所大津市和邇春日１丁目879番地27
債務者　脇　　宏伸
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７４号
大津市和邇今宿909番地の２　第２西山アパート102
債務者　髙山　益江
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９９号
兵庫県姫路市砥堀380―１　住吉マンション２―G、住民票上の住所兵庫県姫路市上大野６丁目６番14号
債務者　圓井　滋美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２０号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目６番７号
債務者　西村　泰三
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４３号
兵庫県加古川市尾上町池田454番地の29
債務者　中野　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４９号
兵庫県加古川市東神吉町神吉823番地の103
債務者　松尾　　務
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５５号
兵庫県加古川市西神吉町岸92番地の38　ファミール西田202号
債務者　先山　絵里（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８０４号
広島市安佐南区東野２丁目25番18号
債務者　海原加奈子（旧姓兼広）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５７号
広島市西区楠木町２丁目２番30―402号
債務者　石井　清美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７号
福岡県飯塚市伊川82番地73　県営花瀬団地７棟302号
債務者　神谷　直美（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１１４号
福岡県飯塚市太郎丸34番地１　エスポアール穂波202号、前住所福岡県飯塚市楽市70番地１
債務者　田原　浩二
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１０２号
福岡県田川市大字伊田4271番地
債務者　松隈　未穂
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第８８号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田1508番地７
債務者　本田　義郎
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
鹿児島県霧島市霧島田口2424番地
債務者　樋口　浩昭
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
鹿児島県霧島市隼人町内401番地　リバーサイド208号
債務者　野元　　香（旧姓大串）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
北海道日高郡新ひだか町三石東蓬莱２番地の５
債務者　幌村　松子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
北海道小樽市天神１丁目15番306号　朝日プラザサウスヒルズ小樽
債務者　金澤　純子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　札幌地方裁判所小樽支部